様式第3号（第7条関係）

隠岐の島ものづくり学校使用料減免申請書

年　　　　月　　　　日

隠 岐 の 島 町 長　　　　様

【利用申請者】 住 所　団　　体

代　　表 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

担　　当

# Ｔ Ｅ Ｌ

　次のとおり隠岐の島ものづくり学校の使用料の減免を受けたいので、隠岐の島ものづくり学校設置及び管理条例施行規則（平成24年隠岐の島町規則第7号）第7条の規定により申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用区分 | 　長期利用　　・　　　短期利用 |  |
| 利用期間 |  年 月 日 （ ）曜日 ～ から 年 月 日 （ ）曜日 ～ まで 　（ ）月間 ・　（ ）日間 ・　（ | ）時間 |
| 利用施設（☑を記入） | 部屋 | 利用時間 | 備考 | 部屋 | 利用時間 | 備考 |
| □ 101 | ～ |  | □ 201 | ～ |  |
| □ 102 | ～ |  | □ 202 | ～ |  |
| □ 103 | ～ |  | □ 203 | ～ |  |
| □ 104 | ～ |  | □ 204 | ～ |  |
| □ 105 | ～ |  | □ 205 | ～ |  |
| □ 106 | ～ |  | □ 206 | ～ |  |
| □ 107 | ～ |  | □ 207 | ～ |  |
| □ 108 | ～ |  | □ 208 | ～ |  |
| □ 109 | ～ |  | □ 209 | ～ |  |
| □ 110 | ～ |  | □ 210 | ～ |  |
| □ 111 | ～ |  | □ 211 | ～ |  |
| □ 112 | ～ |  | □ 212 | ～ |  |
| □ 113 | ～ |  | □ 体育館 | ～ |  |
| 減免の理由（☑を記入）  | 【減額】□ 　入居者が行うイベント □ 　町内の事業所又は団体が連合して行う慈善的行事 【免除】□ 　町が実施する事業 □ 　幼稚園・小・中・高等学校が学校教育・社会教育目的で利用□ 　保育所が児童福祉目的で利用□ 　公民館が社会教育目的で実施する事業□ 　その他（ | ） |
| 備　　　考 | 　減　　額　　　・　　免　　除 |  |

|  |
| --- |
| 　(使用料の減免)第7条　条例第7条第4項の規定による使用料の減額、又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。　(1)　使用料を半額にする場合　　ア　入居者が行うイベント　　イ　町内の事業所又は団体が連合して行う慈善的行事　(2)　使用料を免除する場合　　ア　町が実施する事業　　イ　学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する町内の幼稚園及び小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の幼児、児童及び生徒が学校教育及び社会教育目的に利用するとき。　　ウ　児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する町内の保育所の幼児が児童福祉目的に利用するとき。　　エ　公民館が社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第20条に規定する公民館の目的を達成する事業を実施するとき。2　前項に定めるもののほか、町長が特に必要と認めた場合は、使用料の減額、又は免除することができる。 |